

様式 12

令和 8 年 7 月 21 日

茨城県知事

殿



茨城県牛久市牛久町 3,318 番地 1
フードスクエア牛久刈谷店テナント棟
医療法人社団亜公会
理事長 能木場公彦 ㊞
電話 029 (872) 6360

決 算 届

令和 7 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。



[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。（ただし、10及び11は社会医療法人に限る。）

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

- (注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団亜公会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県牛久市牛久町 3318 番地 1 フードスクエア牛久刈谷店テナント棟

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 2 9 年 2 月 1 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 2 9 年 5 月 1 5 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	能木場公彦	
理 事	能木場亜紀	
同	能木場ヤイ子	
監 事	楠元孝明	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	ヒナ歯科&ケ アクリニック	0831930979	茨城県牛久市牛久町3318 番地 1 フードスクエア 牛久刈谷店テナント棟	なし

〔別 紙〕
様式 1

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年6月25日 令和6年度度決算の決定

令和8年4月30日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団亜公会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県牛久市牛久町3318番地-1 フードスクエア牛久刈谷店テナント棟

財 産 目 録
(令和8年4月30日現在)

1. 資	産	額	168,759 千円
2. 負	債	額	68,437 千円
3. 純	資 産	額	100,322 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		115,638
B 固 定 資 産		53,121
C 資 産 合 計 (A + B)		168,759
D 負 債 合 計		68,437
E 純 資 産 (C - D)		100,322

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人社団亜公会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県牛久市牛久町3318番地-1 フードスクエア牛久刈谷店テナント棟

貸 借 対 照 表
(令和8年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	115,638	I 流 動 負 債	22,348
II 固 定 資 産	53,121	II 固 定 負 債	46,089
1 有 形 固 定 資 産	34,014	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	391	負 債 合 計	68,437
3 そ の 他 の 資 産	18,715	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	4,344
		II 積 立 金	95,978
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	100,322
資 産 合 計	168,759	負債・純資産合計	168,759

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名	医療法人社団重公会	※医療法人整理番号					
所在地	茨城県牛久市牛久町3318番地-1 フードスクエア牛久刈谷店テナント棟						

損 益 計 算 書
(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	301,586
2 事業費用	281,679
本来業務事業利益	19,907
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	19,907
II 事業外収益	4,503
III 事業外費用	839
経常利益	23,571
IV 特別利益	0
V 特別損失	
税引前当期純利益	23,571
法人税等	5,275
当期純利益	18,296

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人社団亜公会		※医療法人整理番号	
所在地 茨城県牛久市牛久町3318番地-1		フートスクエア牛久刈谷店テナント棟	

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団亜公会

理事長 能木場 公彦 殿

私は、医療法人社団亜公会の令和7会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年7月12日
医療法人社団亜公会
監事 楠元孝明 印

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。